

## 令和7年度 入札・契約制度の一部見直しについて（総務課財政係）

◆令和7年4月1日から、入札・契約制度の一部を見直して実施いたします。

### 【遊佐町契約に関する規則の改正】

(1) 地方自治法施行令改正に伴い、遊佐町契約に関する規則の一部を改正します。

① 隨意契約を可能とする基準額（地方自治法施行令第167条の2第1号別表第5に定める額）の改正に伴い、遊佐町契約に関する規則に定める随意契約可能基準額を以下のとおり改正します（規則第21条の2）。

| 契約の種類             | 改正前   | 改正後   |
|-------------------|-------|-------|
| (1)工事又は製造の請負      | 130万円 | 200万円 |
| (2)財産の買入れ         | 80万円  | 150万円 |
| (3)物件の借入れ         | 40万円  | 80万円  |
| (4)財産の売払い         | 30万円  | 50万円  |
| (5)物件の貸付け（変更なし）   | 30万円  | 30万円  |
| (6)前各号に掲げるもの以外のもの | 50万円  | 100万円 |

② ①の改正に合わせ、工事請負契約においての部分払が可能な基準額を、契約金額130万円以上から200万円を超えた場合（入札対象となる額）に改正します（規則第7条第1項）。

### 【建設工事請負契約約款の改正】

(1) 建設工事請負契約約款における不可抗力による損害の取扱いの中に、災害対策・害復旧工事時の不可抗力による受注者の損害に対する発注者補償条文を追加します（約款第31条第4項・第6項）。

(2) 県建設工事請負契約約款に基づき、条文内の文言を修正します（約款第13条第4項、第28条第4項、第39条第1項、第49条第4号、第51条第4項、第61条第1項）。

### 【遊佐町公共工事の入札及び契約の適正化に係る事務取扱規程の改正】

地方自治法施行令及び遊佐町契約に関する規則改正による随意契約可能基準額の改正に合わせて、工事請負の低入札価格制度採用基準額、最低制限価格採用基準額、契約内容の公表対象となる基準額を、130万円から200万円（入札対象となる額）に改正します（規程第13条第1項、第13条の2第1項、第21条第1項）。

### 【現場代理人の常駐義務緩和】

建設業法及び国の監理技術者制度運用マニュアルの改正、令和6年7月25日大雨災害による被害の復旧工事への対応のため、現場代理人の常駐義務について、金額要件、兼務可能条件を緩和します。

これらの改正は、令和7年4月1日以降に執行される公共工事の入札から適用いたします。

※現場代理人の常駐義務については、令和7年4月1日時点で施行中の工事についても適用いたします。

- 問合せ先：総務課財政係 ○TEL：0234-25-5808
- E-MAIL：zaisei@town.yuza.lg.jp